

平成14年第2回取手市議会定例会議事日程（第4号）

平成14年6月11日 午後1時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第38号 取手市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第39号 取手市減債基金設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第40号 取手市国民年金印紙購入基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第41号 取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第42号 取手市立取手小学校体育館改築工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第43号 字の区域の変更について
- 日程第9 議案第44号 平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 請願第30号 有事法制の立法化をおこなわないよう政府に求める請願書
- 日程第11 請願第31号 患者の窓口負担、保険料引き上げの中止を求める意見書提出を求める請願
- 日程第12 陳情第13号 「国民の健康、食品の安全性を確保」するための食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）制定と新行政組織設置、食衛法抜本改正を求める陳情書
- 日程第13 陳情第14号 戸頭駅前広場の無料駐輪場の増設を求める陳情書
- 日程第14 休会の件

議事の経過

○

午後1時08分開議

○議長（関根豊君） ただいまの出席議員は24名で、定足数に達しております。

遅刻届、22番大野圭一君、20番星正博君から出ております。

この際、諸般の報告をいたします。議会事務局次長榎本光男君。

〔議会事務局次長榎本光男君登壇〕

○議会事務局次長（榎本光男君） 諸般の報告を申し上げます。

各議席に、本日の議事日程表、議案付託表、請願文書表、陳情文書表、郵送で送られてきました陳情書の写しを配付してございますので、お調べ願います。

以上です。

○議長（関根豊君） これより本日の会議を開き、議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○

会議録署名議員の指名

○議長（関根豊君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、

5番 海老原 一 雄 君

8番 木 村 喜 好 君

を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

○

一般質問

○議長（関根豊君） 質問通告順に従い、質問を許します。10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） 林京です。一般質問を行います。初めに皆様にお礼とおわびをさせていただきます。私の不注意で日曜日の夕方、自転車で294号線の歩道を走行中、左折車に巻き込まれてしまいました。幸い、速度が落ちていたことと、車体に巻き込まれることなく激突という形でしたので、大事には至りませんでした。全身打撲で、その腫れが引くのに1週間ほどかかるということでした。一般質問の順番が月曜日ということで退院させていただきましたが、今ごろになってダメージが出始めているようですが、議長を初め皆様の寛大なお取り計らいで、きょうこのように質問の場を与えていただき、心からお礼申し上げます。そしてまた、この場を大切に務めさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。私の不注意を深く反省し、改めておわび申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。いつもよりは少し元気がないかと思いますが、まず合併問題です。

合併は暗礁に乗り上げているようですが、私はそもそも国主導の合併論議は問題であると主張してきましたが、今回、合併しない宣言で全国的に有名になりました矢祭町に研修に行ってみましたので、その成果も踏まえ、改めて取手市長の合併に対する取り組み方に質疑をさせていただきます。

矢祭町の町長は実に腰が座っているという印象でしたが、福島県そのものが、日本の国土を守っているのは自分たちであるという誇りにあふれ、合併しない市町村を守る立場に立っているということでした。檜枝岐村などでは、人口が800人であっても合併しないと言い、それはその村の決めたことだとして尊重しているということでした。

矢祭町に戻りますが、財政力指数が0.22、地方税と交付税の占める割合がちょうど取手と反対でした。NHKで放映されました片山総務大臣に対する矢祭町長の発言をお聞きになった方もおいでと思いますが、合併、合併と、まさに恫喝だと反論していました。合併したら交付税措置をするなんて、自分の金と思っているのかと言っていました。本当にそのとおりで、地方自治体と国は同等であり、上下関係はないという地方自治法で守られた基本がシャープ勧告を出して語られました。

釈迦に説法でしょうが、シャープ勧告をおさらいしますと、すべての自治体に一定水準の行政を財政的に保障することを基準に置くことで財源均一化を図る。つまり、日本人はどこに住んでも、憲法にうたわれた基本的人権などが行政サービスによって保障される。そのための財源保障が地方交付税だというわけです。これは、市長が日ごろ国にも県にも建白書を連発されておられますが、気持ちだけ届けてもだめで、その保障となる財源措置をかちとってきてくださいということになります。

シャープ勧告の優れているところは、日本の民主化を推進するためには地方自治を強化すること。そのためには地方財源の強化と言っていることです。なぜ国の役人が自分の金のように分け与えるなんて勘違いをするのでしょうか。

そして、もう1点すばらしいと感じたのは、大領土主義は望まず、現状維持できめ細かな行政を推進すると宣言をしていることです。現実的にも国保税は県下2番目の安さ、介護保険料も全国11番目の安さだということでした。上水道はどんな一軒家にも通しているが、下水道は雨水まで集めて処理するなんて、建設省の仕事は間違っていると、合併浄化槽で対応しているということでした。また、これまで基盤整備はほとんど済ませて、別にどこかと合併して何かをつくらなければならない条件はないと言い切り、しかし、豪華庁舎を持っているわけではなく、庁舎は古くてよいと議会棟は冷房もないそうです。私たちの土曜日の研修にも応じていただくほどの行政サービスの柔軟さでした。

余談ですが、あの放映直後、NHKの幹部は辞表を持ち、片山総務大臣にお伺いに飛んでいったそうです。上下関係のある姿は大変醜いと思いました。

さて、ここから大橋市長の合併にかける考え方の基本的な間違いを正したいと思います。まず、

取手市民のだれが合併を望んでいるのかが見えないまま、だれを代表した立場にいるのか。国は平成17年までに合併しなければ財政措置はなくなるなどと、シャープ勧告も地方分権も無視しての発言をしています。それに何の反論もないまま、期限を私たち市民にまで押しつけるのは全くのナンセンスだと言わざるを得ません。また、吸収合併でなければ嫌だなどという話も、住民にとってはこれまたナンセンスです。住民は、合併するとどうなるのかの情報も知らされないまま、かやの外に置かれているわけですから、判断のしようがありません。

地方自治体は国から命令されて動くものではありません。住民の総意を基本にまちづくりをするところです。住民の意思確認もしないまま、領土拡大主義や政争の具にされている今の実態では、既に合併問題は破綻していると言わざるを得ません。一度法定協を解散して、真の住民発議をまつべきではないでしょうか。幸い住民投票を求める動きもあります。いかがでしょうか。

続きまして、介護保険の問題です。介護保険制度がスタートして2年がたちましたが、今、私たちのもとに聞こえてくるのは、負担ばかりふえて安心が保証されていないという不安の声が多いように感じます。市長を初めとする執行部の皆さんの感想はどうでしょうか。

さて、中でも多い声は、なぜ収入のない人間からも介護保険料を取るのかというものです。強制加入なら減免措置が整備されてよいはずなのに、それも不十分で免除はない。お金のない人間にとっては、無理して保険料を払ったところで、利用料がかかるから介護は受けられない。結局は福祉の名を語った増税ではないかという声です。

次は利用料の問題です。介護保険制度は措置から契約に変わったわけですから、これまで措置されていた人たちで低所得者の方々、無収入の方々は大打撃を受けている一方で、収入のある方の一部、特に高額所得の方は負担が軽くなっている部分があります。国や地方自治体の仕事としては、こういう現象をつくり出すというのは、福祉という観点からは逆行しているのではないのでしょうか。そして、これらの問題も介護保険制度が現実的に充実していけば、住民の納得も得られていくと思うのですが、これがまた不十分という状態では、住民はそれこそ切れてしまいます。必死に保険料を払って、利用料の支払いの見込みもつけた。しかし、特養はなかったという状態だったらどうすればいいのでしょうか。特養待ちで亡くなったなどということになったらどうすればいいのでしょうか。今、こういうことが現実には起きようとしているのではないのでしょうか。特養は、ふれあいの郷で100人の待機、近隣の施設は3けたは当たり前、4けたのところもあるとの話です。特養が圧倒的に足りない。そして、足りないということが広まって危機感もあり、ダブリ申し込みがふえ、実数がわからなくなっているのが現実ではないのでしょうか。

取手の現状は、あるがままの姿でいたし方ないという立場にいるような気がするのですが、どうでしょうか。例えば特養のダブリについても、「ダブリの方がいますから」というのが大体どこの窓口でも言われるせりふです。しかし、こんな事態を放置していたら、何が必要かの正確な判断がつかないわけです。水海道市ではダブリをチェックして、正確に実数を出したそうです。これくらいのことにはすぐ対応すべきだと思うのですが、余り切実感が伝わりません。介護保険とはこんなもので、まだまだ未整備なんですよと言われていたような感じがするのは私だけでしょうか。ぜひ、まず取手市の特養を望んでいる方が何人いるのか、どこに仮入所しているのかな

ど、行き先も含めて調査結果をお知らせください。

私たちは先日、富山県の小矢部市へ介護保険制度の先進事例を研究に行ってきました。ここは広域でやっているそうですが、サービスは施設などをお互いに共有し、融通し合うが、保険料は各自治体の裁量でやっているということです。ここで大変うらやましく思ったのは、介護保険制度は、これまで措置されていた低所得者にはきつい制度になったということが行政を含めて地域の共通理解になって、その打開のため皆一体となって頑張っているという姿勢でした。

介護保険担当のトップは女性、しかもケアマネジャーとして実務担当でもあり、とにかく経過も、これからの課題もわかっていて、努力をしているということが見て取れる状態でした。介護保険制度も使い切り、上乘せ、横出しもしっかり起こし、さらに地域高齢者福祉にも取り組んでいるという状況でした。取手では考えられないようなサービスの冬の雪おろしなどが入っていて工夫の跡が見えました。もちろん取手でも、いろいろな工夫は国が示したメニューに沿って実現していると思いますが、健康福祉部のトップが現職のケアマネジャーで女性という点に意気込みの違いが見られたわけです。

比較ばかりしていても仕方がないことですから、具体的に提案をしますと、まず丁寧に対応していただきたいというのが1点です。取手市の窓口が不親切ということではなく、人は大変丁寧に対応していただいているのですが、問題はシステムが違うということです。

まず1番目には、ケアマネジャーがいないということで、具体的にプランの相談に乗れないということが問題だと思います。2番目に、介護保険制度のスタートで、市の仕事は社会福祉協議会に委託をした形をとりましたから、市民にとっての頼りは社協だと感じるわけです。その社協が、ケアマネジャーが今は満杯で、新規の相談は受け付けていないということでした。ケアマネジャー1人の持てるケースは50人までですから、もう皆が50人持っているということでした。

社協がだめなら他の事業者があると言われる。しかし、実態をつかんでおられるかどうか分かりませんが、あるサービスが不満で事業者を変えたいと、事業所を変えたいと、介護認定を受けている人が考えたとき、事業所同士のトラブル、患者を取った、取らないという話を起こしたくないので、一時やめてからにしてくださいと言われるんです。しかし、一度介護サービスをストップすることはできないんです。お年寄り毎日毎日介護を受けて生きているわけですから。そして、その後新しいサービス事業者が見つからなかったら最悪です。

そしてまた、これも実態をつかんでおられるかどうか分かりませんが、民間があるじゃないかと言われるでしょうけれども、取手は意外に民間業者は縮小撤退しています。対応してもらえないんです。私は、生活相談を受けて直接動きましたので、こういうことがわかりました。住民の望むようには機能していない実態がありました。

このことは、実際に取手市がケアマネジャーを抱えて苦労しないとつかめないと思いました。そして市なら、例えばAという事業者のサービスが嫌だと住民から訴えが上がったとき、堂々とAに対して、おたくを嫌だと言っているのをBに変えますと言えらると思うんです。指導的立場に立てるのが市町村だと思うので、やはり住民の受け皿として介護保険事業者でないということが問題だと思いました。

3番目に、これまでの話とダブる部分もありますが、民間の介護保険部分とリンクすると住民が思うところ、そういう場所であるケアハウスなどの相談窓口がない。建設補助金も出しているんですから、チェックできるのではないかとってもだめ。ところが、県は意外と親切なんです。建築許可を出す関係からでしょうか。解決に向けてのメッセージと当面の臨時策のアドバイスをファクスで寄せてくれました。正直なところ解決に即効性はなかったのですが、住民の方は大変喜びました。県は親切だと評価をしています。積極的に住民の側に立った相談に踏み込む姿勢を持った相談窓口の設置がないことは大変問題だと思います。私たちのこういう指摘に対して市長のお考えを改めて伺います。

さて、今度国は介護保険の見直しに着手をしているわけですが、出てくるのは保険料の見直しと施設入所はだれでも入れるのではないという方向です。特養が足りないからと精査すること、介護度4、5を中心にと言い出しています。しかし、保険料を取って、利用料も取るのですから、希望者は全員入れる制度をつくったのではないのでしょうか。私が冒頭に言った保険料も利用料も払う用意があるのにサービスは受けられないという実態そのものではないのでしょうか。それに介護度1、2にしか認定されないけれども、問題になっているのが痴呆です。これは、地方自治体では一番わかっていることだと思うんですが、このように希望どおりのサービスが保証されないのがわかっている、保険料や利用料の値上げばかり言われたら、まさに住民は怒ります。

また、市はこれまでに利用が少なかったため、1億1,000万円もの基金ができたそうですが、国にペナルティを受けても住民の側に立つ自治体も出てきています。市長はこんな国言いなりの見直しはしないと思うのですが、お考えをお聞かせください。

次に、保育所の公設民営化について反対の立場で質疑を行います。

この保育所の問題を論じるとき、保守の方々や執行部の方々は常に保育所の働いている方々について、高齢化や高額所得化を持ち出します。しかし、そういう人事体系にしたのは一体だれでしょうか。執行部そのものではないでしょうか。退職者が出て、時間外保育が始まっても、社会全体が週休2日制になって、土曜保育が実質休日保育の位置づけになっても、正規に職員をふやさずに長期にアルバイトなどで一時しのぎを常態化させたことが基本的な問題ではないでしょうか。きちんと正職員のみで計算すれば、平均年齢も平均所得も取手市全体と同じ、あるいはそれ以下になるのではないのでしょうか。どうぞちゃんと計算し直してください。だれが何年に退職したか計算し、そこに新入職員を充てるという計算です。一切アルバイトやパートでなく、本来の地方自治体のあるべき姿に戻すという意味で、そういう計算をすべきだと思います。

私は、地方交付税の算出方法の資料をいただいて、取手市の場合は概略ではありますが、保育所が11カ所まであってよいと認められているのだと、そういうふうに資料を解釈いたしました。もちろん国の仕事ですから、人件費やら何やらについては一致すべくもありませんが、基本は11カ所と書かれていました。そのように計算されて算入される地方交付税ですから、私たちはその予算を主張するつもりです。それからすれば、自分たちで取手市の保育所の勤務員の勤務状況をねじ曲げておいて攻撃の材料にするなど、天につばするものではないのでしょうか。

さて、もう1点、昨今の少子化で子供が減少するから、これから保育所は縮小するなどという

ようなことを主張していたのも保守の方々や執行部だったと思いますが、住民は保育所の多様化と増設、ポストの数ほど保育所をの要求をますます広げています。今の国民いじめの政治の中で、子育ての混迷、例えば幼児虐待や生活習慣化の後退などがあり、保育所の必要性は子育て学校としての社会的要求にこたえることが求められています。執行部のつくった資料も、保育所措置率が上がっていることが書かれています。

また、私たちは望まない就業を強いられている人々にとっては、必ずしも100%よいこととは言えないという部分があるものの、実態として夜間や休日にも仕事をしなければならない現実にな置かれている人々や、子供が病気でも休むことができない人々のため、病児保育や夜間保育、休日保育、親の介護やさまざまな状況の中で一部保育も求められ、障害のある子供にとって多くの子供とふれあうことで社会参加を可能にするバリアフリー社会の推進につながるなどで障害児保育も求められ、実に多様な保育が求められています。こういう問題に対して、民間でなければ対応できないと執行部の皆さんは主張しておられますが、なぜ役所では対応できないのですか。

執行部は、公務員は組合があつて、多様な仕事の変更に速やかに対応できないということを理由に挙げていましたので、私は保育所の職員の方々に意見をお聞きしました。こういう多様な仕事の対応に反対しているのではないと。何の手当てもないままの押しつけには条件を求めているだけと聞きました。主張としては、1つには、子供の幸せを考えたとき、24時間や夜間、休日、病児保育が本当によいのかという議論は常にしていかななくてはならないし、母性を守るということ、家族を守るということ、労働者を守るという観点は常に忘れてはならないというふうに言っているだけだと聞きました。

私たち日本共産党は、この主張には納得をして支持をします。しかし、現実問題として、国や企業の労働政策に対しては是正すべきだと主張しますが、それが整わない中で、いろいろな就業形態を拒否して生活が成り立たなくなったり、職を失ったりするような事態が起きないようにフォローする姿勢はあるということを知っています。私たち日本共産党は、この姿勢は地方自治体の職員、公務員のあるべき姿だと納得して支持をします。

さて、ここまで話が見えているのに、なぜ民間に委託しないと経費がかかるなどと主張するのでしょうか。私は、自分が民間保育所に保母として10年間勤めましたから、民間のよいところも悪いところも十分見聞きしました。主任でしたので、経営形態も若干ですが見えていました。また、取手市内の民間保育所や幼稚園関係の経営の方も存じ上げておりますので、民間の仕事がおかしいという立場は無条件にとるものではありません。民間の方には知恵も力もおかりして、一緒に取手市の子育てに力を尽くしましょうという立場です。今度、保育所整備計画に出された民間委託化が、さきに主張した疑問に答えも出せないまま、感覚論で、民間に委託さえすれば財政負担が減ると唱えているだけの執行部の姿勢に、それは違うと言っているわけです。

私はここで、安易な民間委託は国及び地方自治体の本来のあるべき姿を失うものだと主張します。私が民間委託でよいのだろうと考えるのは、社会の発達で機械化ができる部分です。例えば特殊な場所の仕事であつて、人的投入をするのには危険や無理があるところには機械で対応して、その機械を取手市だけで抱えて、年間稼働率が低いようなものは、他のところと共有する方が社

会的にもロスが少ないと思いますので、そういうところは合理化していくことが社会の要請だと思います。

そういう中で、一番合理化してはいけないのが人材の部分です。民間がなぜ安上がりになれるのかといえば、人件費の節約以外、大きい節約はできません。私は民間にいたので皆さんに言えますが、保母は寿退職。面接のとき、その意思を確認して採用する。今の民間への補助制度を考えたら、そういうシステムしかとれません。人件費補助が出るんですが、民間の人件費は経験年数関係なく一律補助ですから、新人ばかりという状況が最も助かるわけです。これは、まさに民間いじめと労働者全体の環境を破壊することにつながります。

今、長引く不況で労働環境が破壊され続けています。世帯主の失業率が急増、正社員の率も下がり続け、逆にアルバイト、パート形態と主婦の就業率がふえ、派遣社員が流行のような印象が発信され続けています。しかし、働きたい人が労働者として正しくその対価を受け取ったとしたら、こんなデフレスパイラルに陥ることはありません。不景気は国民を大事にしない国の政策によるもので、経済活動の6割を占める個人消費を冷え込ませて、一部の大企業が世界の富豪としてランクされても何の意味もありません。地域消費が冷え込んでいる今、地方自治体は地域の雇用を守る地場産業であり、地域の大切な地元企業なのです。

シャープ勧告に基づいて国自身が決めた全国等しい行政サービスを行う立場で、保育所11カ所を公で守り抜けばよいと思います。費用がかかっても、一番大切なのは未来の納税者である子供たち。民間保育所にはこれまた子育て支援として頑張っただけでいいし、必要な補助金はしっかり出すことが求められているのではないのでしょうか。今、目先の利益のために安上がりの民間委託などを受け入れたら、民間自身が自分の首を絞めることにつながります。公立の建物を差し上げなくても、正しい補助金の請求をすれば、民間保育所づくりの建設補助だって十分とれます。

私は、流山市の松並保育園の建設運動にもかかわって、国、県の補助金獲得に千葉県庁まで通った経験がありますので、この可能性も承知しています。とにかく国の行革に名をかりた地方自治体つぶしにしっかり反対し、自治体も住民も守る立場で保育所民間委託化を見直し、正職員として保育士や給食調理師、看護師を採用し、だれもが安心して働け、子育てもできる環境をつくる努力をすべきと主張しますが、いかがでしょうか。

最後に、ガス管問題ですが、この問題につきましては、ガス会社で発行しているマニュアルどおりの仕事がなされていないことについて、ぜひ取手市としても本腰を入れて調査をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ガス会社のマニュアルによれば、集合住宅の場合は、後で市長お渡ししますけれども、このようになっているんですが、また、戸建ての場合にはこのような配管になっているわけですが、集合住宅の場合は建物の南側の芝地から配管して床下を通り、北側から改めて配管するようなことをしている。戸建て住宅では、民間の敷地内から隣接住宅に配管しているなど、供給規定どおりになっていない例があります。承諾書をとっているとガス会社は言いますが、素人が会社から頼まれば大丈夫なのだろうと思ってしまいます。安全なまちづくりのため、ぜひ調査をお願いし

たいと思います。

長くなりましたが、1回目の質疑といたします。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 林京議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

まず第1点は合併問題であります。今日までの長い経過の中でも、たくさんの合併に関する御質問、また論議もいただいているところでもございます。いろいろと経過をたどって今日に来ておまして、その間の合併協議会の状況などは、議会の皆さんはよく受けとめられて、よく知っておられると、こう思っておりますが、そういう中でも長い経過の中で双方に理解の強弱とまいましようか、本質的なものでの考え方での相違とでもいいまいましようか、いろいろありまして、必ずしも市長の真意が十分でなかったところもあるようにも伺っております。

大まかには、藤代から寄せられたお話でありまして、それを受けて、そうですかと。そういう取手市としての、あるいは市長としての柔軟な立場で、この話に取り組んできた経過がございます。ですから、最終的に対等か編入かという論議もありまいましようが、当初ここでも対等でいいのかという質問に対して結構でしょうと、こういうお話も申し上げましたように、やはり相互において尊重し理解し、そしてこの地域、決して広い地域じゃございませんので、先人が築かれた地域でございます。前にも小字、大字のお話も申し上げたことがありますように、それぞれの地名は、かつては集落というものが村であったという歴史の中では、そこにはそれぞれ良好な風土というものが培われてきている。ですから、藤代の方でこうしたいということであつたものについて、市長が柔軟にそれを受けとめながら、そうしたこの地域というものへの思いの深さの中で取り組んできたわけでありまして。ここで生まれ育った一人として、先人のいろいろ言葉の端々のものなども小さいころから受け継いできているだけに、どんな方向で地域というものがあればいいのか。そして、将来はどのような将来構想というものも、今責任ある立場で考えられるのかというようなことで来ました。

ですから、合併論議ということで、合併がどうで、期日がどうでと。当然これはありまいましようけれども、私の考え、私の脳裏ということでは、どこの地区でもありますように伝統的な行事、あるいはそうした地域に伝わっているいろいろな民話を含めて言い継がれてきているものもございますから、そういうものはそれぞれの地域の誇り得る文化でもございます。そういうようなことで、こうした風土というものはある意味では地域の大きな資産でもあろうかと思っております。そういうものをお互いに共有の財産として、また誇りあるものを誇りあるものとして新しい皆さんにもお知らせをし、また子供や孫のためにも、そういう地域の風土というものを受け継いでいくというようなことから、取手、藤代というのはそもそもが一体的なところだと。一卵性双生児という表現も使いましたように、かつては、かつてはというよりも土地改良は100年の歴史もございますし、廃藩置県になる前の下総国ということでは、我孫子を含め川向こうも、本当に隣の藤代と同じような縁組もあれば、商業の流通もあつたと。こういうことでございまして、やはり地域性というものは大事にしていきたいなど。そうした大事にしたい気持ちが、そこに向こうからそ

うした寄せられた声といひましようか、お話ですから、柔軟に受けとめてきたと。

そういうようなことで数年も経過いたしますと、当初はそれほど関心もなかったようなお話であっても、だんだんとお話も関心が高まってきたというようなことから、取手の方では大方そうした藤代が取手にすんなりと抱きかかえられるような平和な中での将来への取り組みがいいんじゃないかなろうかというようなのが世論の中で私なりには受けとめられてきた。しかし、今もって頑に対等以外はあり得ないという先方さんの主張ですから、これでは到底両者が相いれられない。まことに残念な状況だと、こういうことでございます。

いろいろ歴史をさかのぼればということになると、時間も足りないくらいでありますけれども、いずれにしても、こうした祖先からの継承された地域であります。祖先からのいろいろなメッセージも含められて、語り伝えられている地名もありましようし、郷土の風土ということでもございますので、私としても大事にしながら、この問題については議会の皆さんの御意向も十分拝聴し、市民の皆さんの意向も、いろいろな機会においてはかなり広範にわたって今日までお聞きをしてきたということがございますので、これからも総論として、この地域のそういう良好な風土を我々の時代の責務の中で次に引き渡せるようにできたらいいんだろかなと、こんな考えているところでもございます。

次には介護保険制度であります。介護保険制度につきましても、今までもいろいろ質問の中でも関連しても申し上げましたけれども、要は健康な地域であり、健康な体であり、お互いの健康な交流社会の中で、ぬくもりのあるそうした心が伝わるというようなのが本来の介護ということであろうと思います。

保険ということでの考え方は、これは私も前から建白でも申し上げているんですが、保険ということで抛出する。あるいは給与者は天引きですから変わりはないですが、その他の方はなかなか抛出しがたい。滞納が多い。もちろん天引きされる方だって、やむを得なくて天引きされるわけでもありますから。そして、今日は皆保険と言われるほどの日本の医療の実態もございますから、こういうことで地方自治体が大変なとか、紛らわしいとか、今もいろいろ御意見ありましたような問題。自治体ならではのそうしたきめ細かさとはともかくとしましても、負担の問題は税の全体像の見直しの中で公的な面で行きまされるのが望ましいだろうと、私はそういう意見を申し上げております。

しかし、現実には現実でありますから、先ほど来も生活困窮者というようなお話もありましたけれども、そういう方にはかなりきめ細かな、きのうも関連したようなことでお話ありましたけれども、昨今はこういう経済不況の中で、生活保護をお受けになられる方も多いようにお聞きしております。また、受けられない直前の方、似たりのようなことでお困りの方も、ですから相当多いことだろうと、こう思っております。そういう方に対しては、日本の制度がここまで社会主義国家と言ってもいいほどに、こうした制度が万遍となく来ているわけでもありますから、そういう面は行政としても当然の役割として、できるものはよく面倒を見るといひか、思いやりを發揮して、そうした困る方のないような方法をということでの取手市の取り組みでもあります。

全体的には、既にもう高齢者ということでは14.5%、なおまた被保険者の世帯数も8,623

というようなことでもありますし、要介護ということでも、要支援から要介護5までの6段階になっておりますけれども、合計しますと1,204というようなことでもございます。さらにまた居宅介護の支援サービス等についても、総計いたしますと567というような状況もございます。そういう中で総体的には、金額にしますと1億4,000何がしというところに来ている、こういうことでもございます。

いろいろと御指摘される場所もございますけれども、ケアマネジャー等についても、市役所の方では3名ということでもありますけれども、この資料にもありますように、ケアプラン作成依頼事業所ということでは、市内には9カ所ございまして、ここにはまた1人ずつおられると、こういうことでもあります。各そうした該当者のお宅をお訪ねして、大変喜ばれているという報告もたくさん受けております。みんなも待っていただいているということでもあります。さらに意を用いて、そうしたケアマネジャーの要員も状況の中でそれなりの役割分担といたしましうか、社協の方なり民間なり市役所というようなことでも相互に連携を図って、一層の充実を図ってまいりたいと、こう思っております。

減免状況等も、申請されたものについてはほぼ承認をされている。不承認というのが7つあるようだけれども、それぞれの要件、条件等があって、やむを得ないことかなとは思いますが、十分に配慮するよということ今取り組んでいるところでもございます。

利用料の助成というようなことでも、申請は122と。100%それを、158万7,978円と、そういうようなことで利用料の助成もされている。あるいは待機者ということについても、現状は保健施設等で111人、こういうことがあります。

なお、保険料の収納は、先ほども触れましたが、年金天引きの方、特別徴収というのはもちろん100%であります。普通徴収、納付書での納付になりますと必ずしもそうはいきかねまして、300数十万円の未納もあるということでもございますが、でも、収納率からいうと98%まで行っているようでもございます。

その他、入所待機者数というのもそれぞれありまして、まだまだ心待ちに入所を待ち望んでいる方もおられますので、そういう関係については在宅の中でも十分に対応できるようにと考えております。

第3点は、保育所の公設民営化問題であります。これも今までのいろいろな論議の中でも関連したようなことで申し上げたんですが、この問題だけでそうした御指摘になりますと、まさしく今の保育所ではどうなのかということでもありますけれども、やはり幼児教育、あるいは幼保の一元化、そこまでを踏み込んだ中で、当市においても幼児教育懇談会というようなことで現在取り組まれていると、こういうことでもありまして、保育というだけのもにとどまらず、保育の質、それから考え方ですね。そして今、小学校においても学級崩壊、中学校においても荒れる教室、いろいろ言われていますように、この幼児の教育の重要さというものを我々は十分に心構えとして持っていかなくてはならぬ。そういうことでは、もちろん胎内教育から始まることでもありましようけれども、やはり幼児の教育の重要性、そういうことを含めて、保育所の皆さん、先生方にも大変とお力を入れて頑張らせていただいていると、こういうことでもあります。決して今すぐに

民営化ができる。あるいは、するというには、これは到底できませんから、こうした時世の流れの中において、昔なら私塾ですね。私塾というものがいかに内容的に優れているか。公的がなぜよくないのか。よくないわけじゃないが、公的というものと私立、今なら私立経営ですね。が、異なるところは当然御案内のように、そこにやはり民間ならではの、これはまさしくサービスということを超えた質の競争の社会でありますから、昔の寺子屋のような本当に人間性を養う。教養を養いながら学問をまた身につける。言うならば、きのうもお話が出ましたように、食育ということでは座り方から、はしの持ち方から、御飯の食べ方、おかずのとり方、これは一挙手一投足、日本人ならではの食生活、生活習慣として身につけているわけでありましてけれども、残念ながら今日にはその辺がかなり異なった状況もあると。ですから、食の見直しということも言われておりますように、全体的な中で保育所のあるべき姿と。

今の保育所もよくやっているんですよ。よくやっておられますけれども、しかし、現実には小学校でそういうことがある。小学校で急に悪くなるわけじゃないですから。だから、やはり幼児教育ということでは、なお一層しっかりと、そういう教養面ですね。人間性の問題ですね。そういうことを含めた取り組みをと。言うなら、心を育てる環境を行政として、あるいは行政をあずかる長として、しっかりとしたことではなくてはならんと。

幼児にとって遊びは一番のよい学習だと、こう言われておりますように、そうした遊びの中から情操の基本的なものが培われ、創造性が伸ばせると。こういうことはどなたも存じ上げているところではありますが、それをやはり実践していくところに意義があるだろうと。しつけですね。しつけや教育というのは、先ほどの福祉と同じように思いやりにほかならないのではなかろうか。思いやりのあるところに心が培われる。そういうこととともに、公的な面ではなかなか鍛えるということが難しい面もある。御父兄の方の甘やかしというか、物の見方、考え方にも相違があって、鍛えようにも鍛えられないということも一面考えられる。

私立の方はかなり厳しくそういう点は行われる。これで嫌ならば、あなたは来なくてもいいよというほどでありますから、そういうことで、やはり鍛える教育とっては何か聞こえがちよっと強過ぎるかもしれませんが、心を磨く、磨かれる、培われる、思いやりがしっかりと身につくしつけの教育ですね。それらがやはり鍛える教育ということになるだろうし、そこに感謝の心や思いやりの心、あるいは食育ということでのものが身につくだろう。そういう総論的なものも含めて、公設民営というあり方も今考えられているということでもありますから、端的にただ責任逃れのようなこともおっしゃられるようではありますが、責任はどこまでも行政の責任でありますから、よい子を育てる。今、子育て支援課というものもつくりましたけれども、そういうことで、そして延長線は健全な家庭ではなかろうかと、こういう思いの中で、幼児教育から小・中学校という連携したそういうものが取手市の心の教育を目指す中でしっかり取り組まれるようにと、教育長さんの方にもお願いをしていることでもあります。

学校教育の方は、きのうもいろいろありましたように申し分のないというほどでありますから、やはり土、日のそうした関係は幼児の方にも連動しているわけでありまして、体験学習のようなことで幼児から、幼児の扱い方、保育所、幼稚園から小・中・高に至るまで、こうした自然体

験の中で道徳観も養われるでありましょうし、正義感もそこに身につくことだろうと。そういうものを期待しているところでもございます。

次には、ガス管の問題は、前にもどうしてそういうふうになったのかということでありましたが、これは担当の方で現地を確認し、また先方、ガスの供給の方ともよく協議もしてきたようでもありますので、担当の方から御説明を申し上げたいと、こう思います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（関根豊君） 遅刻届のありました星正博君、大野圭一君が出席いたしました。

補足答弁を求めます。政策財政部長志村一博君。

〔政策財政部長志村一博君登壇〕

○政策財政部長（志村一博君） それでは、補足答弁を申し上げます。

ただいま林議員からありましたように、公道から敷地内を通り抜け、再度公道へガス管がつかがっているという内容でございますが、東日本ガスの方と協議をいたしまして、いろいろ資料を提出していただきました。その結果について申し上げますと、応急的な処置の管であると。といいますのは、平成5年から7年にかけて、天然ガスへの熱量変更事業のガス管切りかえ時に圧力低下を防ぐためというような内容で、応急的にこのような管の敷設をしたということがございます。それで、結論といたしまして、当該団地内の管の入れかえの工事を今後実施するときに、現在のそういう管の撤去をするというような内容で回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（関根豊君） 10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） 2回目の質疑を行います。

まず合併問題ですが、合併の問題については、取手でも藤代でも本当に合併を望んでいるわけではないから、もめているんじゃないかと思えます。合併が進まないの、国はついに正体をあらわして、合併しないなら地方交付税を減らすぞというふうになり始めて、地方から大変な怒りが巻き起こっています。この問題は住民本位でやめていった方がいいんじゃないかと改めて言わせていただきます。

介護保険の問題なんですけれども、ケアマネジャーの存在については、もうちょっと後で執行部の方にお話を伺わせていただきたいと改めて思っているところですが、なぜ収入のない人からも保険料を取るのかという点について、ちょっと集中して伺いたいと思うんですが、国保の問題でも相談を受けましたが、収入のない人からもなぜ保険料を取るのかということがありまして、全国の事例を研究してみました。そうしたら、本当に皆さん頑張っておられまして、何件か行政訴訟が起こされていまして。そういう中で、おもしろかったといいますか、国はすごいなと思いましたが、税と料の違いというふうなことで、税だと公課禁止という原則があるので、公的な年金や何かにはかけられないと。だから、所得割、資産割、均等割、世帯割とか分けているんだけど、そういう失敗をしたものだから、介護保険料のときからは、公課禁止がかからないように料にしたんだと。だから、年金から天引きできるようにしたんだということがちょっと勉強の

中でわかりまして、びっくりしたんですが。

そして、まだ介護保険の方は行政訴訟はありませんけれども、国保で行政訴訟が起きていまして、その中でおもしろい中身がわかりましたのは、収入のない人からも徴収をすることについては、減免制度をうたってあるからいいんだというふうに言っているんです。でも、この減免制度は災害や突然のトラブルで日常の激変に対応するものであって、恒常的に収入がない人については生活保護を受けなさいと言っていて、生活保護があるからいいんだというふうに言われていたんです。大変おもしろい事例で、事件番号、札幌高裁判決の平成10年（行コ）というんですが、行政訴訟の行という意味なんでしょうか。その第8号と同じく12号で、判決日付が平成11年12月21日付なんです。

こういうふうに、法律としては保険料の減額給付の制度を設けているんだけど、この減額保険料の負担能力もない程度に生活が困窮している者に対しては、救貧制度として生活保護法が制定されているんだから、こちらでやりなさいというふうに言っているんです。きちんと法律は整備をされているんだけど、実態としてはみんな生活保護を受けないで何とか頑張ろうと思っているわけですから、生活保護基準並みとか生活保護基準以下の人たちについては、恒常的に困っておられる方々についてもぜひ申請減免を受けられるようにした方がいいというふうに私は考えているところですので、またいろいろなところでお話を詰めていきたいと思います。実際に申請減免をして受けられなかった人たちも、私、生活相談を受けておりますので、ぜひ御一緒によい方向で考えていただければいいなというふうに思っています。

それから、保育所の問題ですけれども、この予算説明書によりますと、民間への人件費補助というのは370万円というふうに書いてあるんですが、どうやってこれで十分やっていけるのだろうかということでは、民間の経営の方々にもお話を伺いたいなというふうに思います。結局は労働者負担しか見えないというふうに思うんですが。市長がおっしゃるように、私立は私立で頑張ればよいというのは私も一致をしています。ただ、公立をつぶして私立にするというのは、住民の願いではないというふうに言っているだけです。やはりこの問題についても、もっとももっとご一緒に見直していきたいというふうに思います。

それから、ガス会社のことでは大変おもしろかったんですが、平成5年から7年の間に応急措置をしたということで、管の入れかえのときに撤去をするというお話、しっかり伺いました。私、ガス会社の方で話を聞く限りにおいては、そういうことが全然出てこなかったものですから、経済産業省の資源エネルギー庁までレクチャーを受けに行っていました。塚越県議や井野団地にも問題がかかっていますので、加増市議ともども行ってまいりました。

東日本ガスの実態も、私たちなりの把握を伝えましたら、そのときの感触では、やはりちょっと危ない仕事をしているというふうに思われたのではないかというふうに私の方では見ました。市長もぜひ御一緒に研究していただきたいと思いますが、今の部長のお話で、管の入れかえ時に撤去するというふうに言っているんでしたら、ぜひこれを実現させたいと思いますが、私たちの感触では、危険だから入れかえてほしいと言っているんだが、住民負担でやってほしいというふうにガス会社が言っています。ですから、そのところが、どこの負担で撤去するのかというこ

とが明らかでないところが、ちょっと危ないかなというふうに感じておりますので、ぜひこれから御一緒に、東日本ガスと交渉するときに立ち会っていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（関根豊君） 林議員さんの一般質問はあと2分しかありませんので、答弁の市長の方は簡潔によろしくお願ひいたします。

答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） ガス会社の方のお話も、先ほど担当の方から申し上げたように、志村部長の方で十分協議をし、検討してきた。残されたそういう今後の取り組み等についても、さらに地域の皆さんの重要な、あるいは危険ということも含めまして、しっかり取り組まなくてはならんなど、こう思っております。

それから、福祉の問題、あるいは保育所の問題、これはもうどなたも共通の課題でありますので、やはりしっかりとした思いやりのあるいい環境づくりということにほかなりませんので、今後ともなお一層、こうした面については努力を重ねてまいりたいと思ひますので、よろしく御理解願ひたいと思ひます。

○議長（関根豊君） 以上で一般質問は終結いたします。

日程第3、議案第38号、取手市監査委員条例の一部を改正する条例について、ないし日程第5、議案第40号、取手市国民年金印紙購入基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての3件を一括議題といたします。

○

議案第38号 取手市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第39号 取手市減債基金設置条例等の一部を改正する条例について

議案第40号 取手市国民年金印紙購入基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

○議長（関根豊君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

○19番（貫井徹君） 貫井徹。所管でございますけれども、議案第39号、取手市減債基金設置条例等の一部を改正する条例について、高齢者福祉基金設置条例、介護給付費準備基金設置条例等も含まれておりますので、確認の意味で質疑いたします。

証券取引法に列挙されております有価証券は時代とともに広がる傾向がございます。物的証券、貨幣証券、資本証券等あるわけでございますけれども、つくばの職員、牛久、龍ヶ崎、土浦と、ここに来て県南の職員の不祥事、特に現金絡みですね。取手の場合には、大橋市長が就任されてから覚せい剤で1人職員が逮捕されておりますけれども、幸いにも現金関係の職員の不祥事はございません。今回、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができると。こういうことをうた

っておりますので、今回6月議会はリスクということが大きなテーマでございますけれども、そういうリスクに対しての見きわめ、また、どういった部分で最も確実かつ有利な有価証券にかえるのか。日貝部長、志村部長じゃなくて、収入役の方から御答弁をお願いします。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。収入役齊藤茂雄君。

〔収入役齊藤茂雄君登壇〕

○収入役（齊藤茂雄君） 貫井議員の御質問にお答え申し上げます。

去る3月の定例議会で御質疑をいただきまして、その中で取手市ペイオフ対応研究会で研究しました結果についての取手市の公金取り扱い、つまり、取手資金管理並びに運用基準、あるいは債権の取り扱い、取手市債権運用指針の中にも明記してありますように、有価証券といたしまして、株式その他については該当いたしませんで、この中で限定しておりますのは国債、あるいは政府保証債、都道府県、あるいは指定都市が発行する地方債、この3点に限って有価証券にかえることができるという限定をしておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案は、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6、議案第41号、取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、ないし日程第8、議案第43号、字の区域の変更についての3件を一括議題といたします。

○

議案第41号 取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第42号 取手市立取手小学校体育館改築工事請負契約の締結について

議案第43号 字の区域の変更について

○議長（関根豊君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番城之内景子さん。

〔9番城之内景子君登壇〕

○9番（城之内景子君） 9番城之内でございます。議案第42号、取手市立取手小学校体育館改築工事請負契約の締結についてでございますが、郵便入札ということで私も注目をしていたのですが、この入札の差額が、上から松村組から浅沼組までの間に30、20、30、20、同じ、40、10、40、10というようになっているんですね。差額の数字が。余りにもこの数字が振り分けられているように思われるのですけれども、郵便入札では是正されたとお考えでしょうか。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。政策財政部長志村一博君。

〔政策財政部長志村一博君登壇〕

○政策財政部長（志村一博君） お答えを申し上げます。

確かに、今この調書を見た限りではそのような数字が並んでございますが、今回初めて郵便入札というようなことをやらせていただきました。なぜ郵便入札かということになりますと、業者の皆さんが一堂に会する、そういう機会をなくするというのも1つの目標でございます。ですから、たまたまこういう数字になったということしか申し上げられません。

以上でございます。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。11番稲葉利一君。

〔11番稲葉利一君登壇〕

○11番（稲葉利一君） 11番稲葉でございます。ただいまの城之内議員の質疑と関連するわけでございますが、取手市立取手小学校体育館改築工事の請負契約の締結についてでございますけれども、この予定価格3億3,012万円ですか。この予定価格という金額はどういうふうにして算出されたのか。また、この落札価格3億800万円ですか。これは最終的にはだれが判断するわけでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。政策財政部長志村一博君。

〔政策財政部長志村一博君登壇〕

○政策財政部長（志村一博君） お答えを申し上げます。

予定価格の問題でございますが、これは設計金額に基づいた予定価格ということになってございます。

以上でございます。

○議長（関根豊君） 次に、19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

○19番（貫井徹君） 貫井徹。議案第42号、取手市立取手小学校体育館改築工事請負契約の締結について伺います。

戸田建設のやりました取手小学校の同じ場所の今度体育館でございます。取手小学校のときに、実はきちっと名前を名乗って、私のところにこういった文書が届いておりますので、今回、取手小学校の部分がやはりいろいろな部分で下請いじめにも使われていた部分もありますので、取手市及び取手市教育委員会が業者にくみしやすいという部分で、そういう懸念もございまして、しっかりやはり下請を擁護していただきたいという部分でございます。

いずれにしても、戸田建設の建設現場所長が石岡の電気会社の方と、富嶋電工の上役の方に現場所長が頭をぺこぺこ下げていました。変だなと私自身感じましたと。あと、集金のときもなかなかお金が入らなかったと。菅谷部長なんかに現場へ飛んでいってもらって、即、孫請のひ孫請の方だったんですけども、お金はきちっと入ったんですけども、そういったことが、今回こういった体育館の工事にもきちっと取手市、また教育委員会がしっかり監視すると。これは教育長、答弁を求めます。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。教育委員会教育長生井洋君。

〔教育長生井洋君登壇〕

○教育長（生井洋君） お答えいたします。

今、御指摘のあったような点につきましては、前例、そういったような問題といたしますか、いろいろあったとすれば、そういったことに十分注意して対応したい、そのように思います。

以上です。

○議長（関根豊君） 次に、12番幡哲夫君。

〔12番幡哲夫君登壇〕

○12番（幡哲夫君） 12番幡です。議案第42号、小学校の体育館の工事請負契約についてお尋ねいたします。

一般競争入札で何社入ったんですか。この中に株価が額面割れしている会社がございます。と思いますが、落札業者はどうなんでしょうか。途中で倒産するといったことはあるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。といいますのは、PFIで第2位の交渉権を獲得したのは日産建設というところでした。PFI事業、取手市の。それがPFIの第1位が決定してから間もなく1週間ぐらいで倒産してしまったんですね。そういうことがあります。今回はその辺はどのような精査をされたのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。政策財政部長志村一博君。

〔政策財政部長志村一博君登壇〕

○政策財政部長（志村一博君） お答えを申し上げます。

株価が額面割れをしているということで、それを指名から外すというようなことは国においてもしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（関根豊君） 次に、24番高木晶君。

〔24番高木晶君登壇〕

○24番（高木晶君） 議案第42号について質疑を行います。

郵便投票ということで、まず1つは、校舎の改築工事にかかわる入札談合疑惑の教訓を生かして、今回の契約案件は郵便投票にしたのかどうかです。教訓が生かされたということに考えてよろしいか。まず1点です。

それから、この契約金額の3億2,300万円余りの額ですが、予算の説明書、当初予算の説明書の中の取手小体育館の補助金の対象額としては2億6,000万円掛ける3分の1が国補ということになっているんですが、国補と契約案件の額の差が1億円余りあるんですが、1億円余りが国補対象にならないということなんだろうと思いますが、この国補の対象にならない理由です。グレードが非常に高いためにならないものなのか、その辺について2つ目です。

それから、この後にかかわるものですが、今回は体育館の改築工事のみということで、今後、旧体育館の解体工事、第2期外構工事、グラウンド整備や擁壁設置、駐車場整備というところですが、これらを含めてあとどの程度の工事予定になるのかと。当初の予算額としては、ことしの

予算が6億円程度になっているんですが、その差がほとんど使われる見込みなのかです。

それから、最後にもう1つは、近隣住民への対応ですが、これまでも近隣住民は、とりわけ解体工事の際に振動、騒音に悩まされてきたわけですが、学校教育施設ということで協力をされてきたと。この次は体育館の解体工事が心配の声が上がっています。あれは県の急傾斜地指定の擁壁の工事がされている、その下のところでの心配がありますので、十分配慮をされていると思いますが、龍ヶ崎土木、県との協議はどのような形で進められておられるのか、お尋ねをいたします。

以上です。

もう1つありました。失礼しました。もう1つですが、校舎の改築の際にも質疑もいたしました。校舎の改築はゼネコンに一括請負ということでした。今回の体育館も一括でと。建物は1つで、効率よくするには一括がいいんだと。しかも、工事が錯綜するので難工事というようなことでは一括がいいんだというような説明をされるんだと思います。あわせて、一括の方が工事費が安く済むとも説明されると思うんですが、そうではないだろうというふうに思います。分割をしても高くなったのではないかというような戸頭公園のような話もありました。この体育館の、例えば分離分割をすれば地元の企業がかかわれるということになるわけですが、機械設備工事であるとか、電気設備工事であるとか、そういうところの分割については検討されたかどうか伺います。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。教育部長寺田操君。

〔教育部長寺田操君登壇〕

○教育部長（寺田操君） 高木議員の質問にお答えいたします。

まず、分割分離の検討はしたのかというようなことでございますが、体育館の電気工事、あるいは設備工事を検討したのかというようなことでございましょうが、これについては当然分割はできると思うんですが、とりあえず工事を早くするために分割をしないで、体育館、電気工事、設備工事を一括発注するというようなことでございます。一日も早く子供たちに使わせたいというようなことでございます。

それから、急傾斜の件についてでございますが、県と協議しているのかというようなことでございますが、この点についても県と協議をしながら現在進行しております。

それから、国庫補助との差額でございますが、説明資料によりますと1億円の差があるというようなことでございますが、説明資料については国庫補助のみの金額を書いておりますので、そこにそういう数字の差が出ているかと思えます。

以上でございます。

○議長（関根豊君） 24番高木晶君。

〔24番高木晶君登壇〕

○24番（高木晶君） 答弁漏れがあったようなので、ちょっと部長の答弁が早口で聞き取れなかったのかもしれないんですけども、1つは、校舎の改築工事のときの談合疑惑の教訓を生かして、郵便投票というふうなことに今回なされたのか。教訓が生かされたのかどうかという

ことです。

それから、分割分離、分割はできると思うが、工期の関係等というふうなことでお答えになりました。いつもお答えは一緒なんですけど、そうしますと、分離分割発注はやらない方がいいというお答えなんですか。やった方がいいという場合は、こういうケースでできるけれども、工期の関係でやらないということになりますと、どういうケースならばできるのか。分離分割がですね。

それと、予算の国補対象が2億円程度ということで、今回の3億何がしの1億円余りの差の部分の国補がつかないのはどういう理由からつかないんですかとお尋ねしました。それはグレードが高いから、その分はつきませんよと。あるいは国の助成制度そのものが実態と合わないんだということで、そういう理由についてお尋ねしました。それから、近隣への対応についてもう一度お答えをいただきます。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。教育部長寺田操君。

〔教育部長寺田操君登壇〕

○教育部長（寺田操君） 高木議員の質問にお答えいたします。

教訓を生かされたのかというようなことでございますが、生かされたと思います。

それから、補助金の差額についてでございますが、国の基準でいきますれば、取手小学校の人数からすると900平米で足りるんですが、その基準を大きくしてありますので、その分が差額が、グレードの高いものをつくった関係で、差額がえらいというようなことでございます。

それから、地元対策でございますが、地元対策については、今までやってきて、かなり迷惑はかけたと思うんですが、この体育館工事、それから外構工事をやりますと、取手小学校の工事が終わりますので、その辺の迷惑度がいろいろ調査しましてもしありますれば、そういうものも対処していきたいというようなことでございます。

分離分割の件につきましては、地元業者の育成というようなことで、体育館工事、建設工事と、それから外構工事を2つに分けたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（関根豊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各議案は、議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第9、議案第44号、平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

○

議案第44号 平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）

○議長（関根豊君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番染谷茂夫君。

〔17番染谷茂夫君登壇〕

○17番（染谷茂夫君） 17番染谷茂夫です。一般会計の方の補正についての質疑をさせていただきます。

1点だけです。7ページにあります利根川ふれあいサミット250万の補正でございますが、これは実行委員会に委託をするんだというような中身でございます。どのような計画で、どのような実行委員会になっているのか、そのあたりをお聞かせください。

以上です。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。建設部長菅谷正雄君。

〔建設部長菅谷正雄君登壇〕

○建設部長（菅谷正雄君） 染谷議員の質問にお答えします。

利根川ふれあいサミットに関しましては、近隣、我孫子、柏、それから利根町、隣の守谷、最上流、水上、銚子、ここで実行委員会を組みまして、まず今回は水問題をテーマとしてサミットをする予定でございます。日程的には、今考えていますのは10月6日の河川まつりの際にやる予定でございます。

以上でございます。

○議長（関根豊君） 9番城之内景子さん。

〔9番城之内景子君登壇〕

○9番（城之内景子君） 9番城之内でございます。議案第44号の国庫支出金、5ページでございますけれども、このげんきサロン戸頭西、げんきサロン稲の改修工事に対しまして、公明党といたしまして、たしか2万3,872名の署名をいただきまして、余裕教室の開放を市長、教育長に昨年要望書を提出いたしました。昨日の教育長の答弁の中にも、その後、池田小の事件もあり頓挫していましたが、基本的に開放の方向にありますとお話がありまして、今回、国庫補助金を使用して予算化されたことを高く評価いたします。今回は西部と中部ですが、昨日の市長の答弁の中に、井野小の1棟も現在、書類等を整理して開放する方向性とありましたが、その御予定はいつごろになるのでしょうか。これに絡めてよろしく申し上げます。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。教育委員会教育長生井洋君。

〔教育長生井洋君登壇〕

○教育長（生井洋君） 城之内議員の質問にお答えいたします。

井野小の校舎1棟について、今、市の資料等を置いてあるわけですが、そういうことにつきまして整理しながら、他の学校にその資料を振り分けて、開放ということで検討しているところでございますけれども、各教室、それからトイレ、水、そういったようなことについての事情が非常に改修する上で今困難な状況にあります。それが解決次第対応するということになるかと思うんですけれども、財政とのかかわりがありますので、そういったことについて解決できれば、その方向を進めたい、そんなふうに思います。

○議長（関根豊君） 1番角田知巳君。

〔1番角田知巳君登壇〕

○1番（角田知巳君） 1番角田です。ちょっと所管とダブってしまうんですけども、取手市新エネルギービジョンの約1,000万円ついていたと思うんですけども、委託料で806万5,000円ついております。これはどこに委託を考えていらっしゃるのでしょうか。また、委託するときどのような選定基準をもって委託をされるのか。市全体としてはどのような新エネルギーの構想を持っておられるのかなどをお聞かせください。

もう1点、アートギャラリーの管理運営に要する経費なんですが、「芸能人の多才な美術展」委託料、これは315万円ついてます。芸能人といいますと、どんな芸能人の作品が来るのかなど。アートギャラリーというのは、僕は市民の作品を載せるものかと思っていたんですが、芸能人の作品を載せてもいいとは思うんですけども、どうしてこのような企画を発案するに至ったのか、教えてください。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。環境経済部長木村榮夫君。

〔環境経済部長木村榮夫君登壇〕

○環境経済部長（木村榮夫君） 角田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、外部の委託の内容でございますけれども、委託の内容といたしましては、新エネルギーの外部環境及び基礎調査、さらには取手市への新エネルギー導入計画の策定のねらい、さらには新エネルギー導入の環境調査、さらには取手市の地域特性の把握と分析、取手市の新エネルギーの賦存量の調査分析、そのほかの専門家ではなくてはならない調査を委託するものでございます。この専門家の方に含めて調査をいたしまして、さらには市民を交えた委員会をつくりまして、その中で策定委員会の中でいろいろな環境問題を議論していただくと。さらに、それを受けて実現性が可能かどうかというものを、またそれらを庁内の組織の中で議論していくというような予定をしております。これらの策定委員会につきましては、学識経験者、あるいは関係行政機関、それからエネルギー関係、市民代表等を交えた策定委員会を予定しております。

さらには、この新エネルギーのビジョン策定の費用につきましては、ただいまの委託費を含めていろいろな調査、さらには先進地の視察まで含めての満額が補助対象ということでございます。これらがNEDOの方で今、補助申請をしまして、補助の採択の内諾を受けております。

以上でございます。

○議長（関根豊君） 次に、教育部長寺田操君。

〔教育部長寺田操君登壇〕

○教育部長（寺田操君） 角田議員の質問にお答えいたします。

アートギャラリーの芸能人美術展というようなことでございますが、これは、とりでアートギャラリーが6月22日に開設、オープンされる関係でございます。ギャラリーが開設されますので、その開設記念といたしまして、芸能人の絵画展を一応企画したというようなことでございます。それで、どんな芸能人がいるのかというようなことでございますが、芸能人は今一番だれでも知っているようなモーニング娘。ですか、この方の飯田さんという方が絵をかいている。それから加山雄三、いろいろ多才な方がいっぱいいるわけです。北野武、それから里見浩太朗というような、いろいろな芸能人が絵をかいたものを開設記念にやろうというようなことでござい

ます。それで、32人の作家の90点を開設記念として美術展を開催するというような計画でございます。

以上でございます。

○議長（関根豊君） 1番角田知巳君。

〔1番角田知巳君登壇〕

○1番（角田知巳君） では、エネルギーの方なんですけれども、いろいろな調査をして、取手市に有効なエネルギーが、これから決めるということですね。今から調査をしてやるということですね。わかりました。それでは、いいエネルギーを見つけてください。

○議長（関根豊君） 19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

○19番（貫井徹君） 貫井徹。議案第44号、平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）について2点ほど質疑いたします。

先ほどの余裕教室の件は、公明党、有権者、取手市内の2万3,872名、35%の署名をもって、早速市長、教育長、実現本当にありがとうございます。

2点ほど私は質疑いたします。まず、今、角田議員からもございましたけれども、新エネルギービジョン策定委員会、これは市長にお聞きするんですけれども、この5月31日に新エネルギー利用特別措置法が成立いたしましたして、来年4月から施行。言ってみれば、全国に先駆けて、取手市がこういう策定委員会をつくるということは、PFIの議論は別にして、これは市長を私は褒めます。風力発電、太陽熱、燃料電池に関しましては、取手のキンピール取手工場が全国初に今秋、ことしの秋ですね、立ち上げるわけなんです。そういった部分で、もっと市民にこの新エネルギービジョン策定委員会、これをPRすべきだと。

第2点は、教育部長、出番でございます。保健衛生費でございますけれども、今般一般質問のとき、私はPFIに大分比重を置いたもので、はしかが取手市で収れんしたのかどうか。そういったこの事業費は何を指しているのか。よろしくお願いします。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 御答弁申し上げます。

新エネルギービジョンの策定ということでの今回の議案の提出であります。かねてから自然エネルギー、そしてまた地域的にはいろいろとまだまだこの問題についての研究努力が必要なのであります。新取手の下の水の公園にも、小なりといえども風力発電とソーラーシステムが設置してあります。そういう中から、いろいろ今まで市長の方で各部局に指示をし、研究してきた中では、下水道の処理水をもって水力発電も可能だという今、非常に落差が少なくても発電ができるという新しい仕組みもございますし、それから風力については、従来7メートルということが言われておりましたが、今はその半分以下でも可能性が出てきたと、こういうこともございますし、また利根川の雄大な河川敷をソーラーシステムをもって大きな電力需要を生み出そうと。こういうようなことも考えられるわけでありまして、水力、そして風力、また太陽熱と、こうい

うようなことでの地形的な中で可能性を見出していきたい、こう思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○議長（関根豊君） 次に、教育部長寺田操君。

〔教育部長寺田操君登壇〕

○教育部長（寺田操君） 貫井議員の質問にお答えいたします。

はしかの件でございますが、4月22日、戸頭中学校におきまして集団はしかが発生し、市内で43名ほどのはしかが出たわけでございますが、終息宣言はどうかというようなことでございますが、現在ははしかにかかった生徒もみんな治癒しまして、無事学校に就学しているような状態でございます。それで、終息宣言でございますが、教育委員会、あるいは保健センター、それから保健所とも協議をしながら、終息に向けて協議していきたいと思いますので、よろしく御理解していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。

〔11番稲葉利一君登壇〕

○11番（稲葉利一君） 11番稲葉でございます。この民生費の介護予防拠点整備事業に要する経費なんですけど、1億6,100万円早々計上されておりますけれども、このいきいきプラザとげんきサロン、同じような内容ですけれども、どうして名前を別々にしたのかなということをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。健康福祉部長北垣欽吾君。

〔健康福祉部長北垣欽吾君登壇〕

○健康福祉部長（北垣欽吾君） お答えいたします。

いきいきプラザにつきましては、東口の区画整理事務所の会議室が現在もあるんですけれども、ここを解体後に利用するというようなことで、これについてはいわゆる介護拠点予防のほかにも、地域でもいろいろ御活用いただくということで、こういう名称にいたしました。げんきサロンにつきましては、小学校の余裕教室2教室をあけていただきまして、戸頭西と稲小なんですけど、使うためにこのげんきサロンというようなことで、若干名称を変えたということでございます。

以上です。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案は、議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたします。

10分ほど休憩します。

午後2時52分休憩

午後3時28分開議

○議長（関根豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、請願第30号、有事法制の立法化をおこなわないよう政府に求める請願書及び日程第11、請願第31号、患者の窓口負担、保険料引き上げの中止を求める意見書提出を求める請願の2件を一括議題といたします。

○

請願第30号 有事法制の立法化をおこなわないよう政府に求める請願書

請願第31号 患者の窓口負担、保険料引き上げの中止を求める意見書提出を求める請願

○議長（関根豊君） 紹介議員の紹介に関する発言を許します。

まずは、請願第30号について、12番幡哲夫君。

〔12番幡哲夫君登壇〕

○12番（幡哲夫君） 12番幡です。有事法制の立法化をおこなわないよう政府に求める請願書について、紹介議員として発言をさせていただきます。

出ておりますこの請願書、これはお読みいただくということで、現在出ております法案について、私なんかよりもはるかに詳しい方はたくさんいらっしゃると思いますが、若干説明をいたします。

言うまでもなく、昨日来いろいろな方たちが一般質問でも取り上げておられました。武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、これとあと法律改正が2件ほどございますが、これがいわゆる有事立法法制と言われるものです。

要するにこの法律は、外国から武力攻撃が発生した事態、あるいはそのおそれのある事態、さらに武力攻撃が予測されるに至った事態、この3つについて我が国の平和を確保するために事態に対処するための基本理念、あるいは国、地方公共団体、公共的事業体、国民の責務等を定めて、有事法制という形の基本的な枠組みをつくろうという法律です。

ところが、この法律は大変問題がありまして、憲法原理とかなりの部分で抵触するというふうと考えられます。そのまず第1番目に抵触するのは、大変この有事という文言があいまいな、無限定な規定であるということです。例えば自衛隊法の改正とも関連するんですが、要は防衛出動の際に土地とか家屋使用を実効あらしめるために、都道府県知事に対して土地上の立木とか、樹木ですね。あるいは工作物、そういったものを移転できる権限も、あるいはもっと処分もできるんですが、そういった権限を付与して、必要に応じて家屋の形状を変更する権限すら付与するというような法律でございます。もちろんそれに違反した場合には罰則もございまして、6カ月以下の懲役、あるいは立ち入り拒否とか妨害等に対しては20万円の罰金といった規定もございまして。当然こうしたことが基本的人権と言われる憲法原理に深く抵触することはあえて申すまでもないことです。

さらに、憲法の平和原則にもかなりの部分で抵触する。例えば9条においては、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄すると規定しており、2項においては、憲法は、前項の目的を達成するため、陸・海・空その

他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。こういう規定がございます。これにも抵触するということが言えると思います。

それと、統治権という問題がございます。憲法では65条で、行政権は内閣に属すると規定してございます。ところが、一たん有事というふうに内閣総理大臣が認定しますと、行政権は内閣という合議体ではなくて、総理大臣に集約します、集中します。それが果たして憲法上の、憲法65条、行政権は内閣に属するという文言とどのような関係になるのか。その辺も必ずしも明らかではありません。

こういうふうに幾つか挙げますが、常時の問題もあるんですが、要はこの法律が非常にあいまいであるということ。そして、憲法が我々に保障する基本的人権の部分とかなりの部分で抵触するという。そうしたことが全く整理されないということから、法案の審議の過程の中でそういうことがだんだん明らかになっております。そうした意味では、この法律は請願者の言うとおりに、なるべく早い機会に廃案にするということが必要であろうと思います。

日本国憲法は前文で、我々は、平和を維持し、専従と隷属、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする国際社会において名誉ある地位を占めたいと思うと規定しております。私も、戦争のための準備でなくて、平和を構築するために国際社会においてこの国が名誉ある地位を占めてほしいということを願う一人として、あえて紹介議員として発言させていただきます。

以上です。

○議長（関根豊君） 次に、請願第31号について、10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） 林京です。患者の窓口負担、保険料引き上げの中止を求める意見書提出を求める請願について、紹介議員としての説明をさせていただきます。

今、くしくもこの説明を身をもってすることになるとは想像もできませんでしたが、日曜日に事故に遭い、一瞬目の前が真っ白になったとき、車にぶつかったことがわかっていましたので、これで死んでしまうのかなとおぼろげの中でもそういう意識は持ちました。怖いという思いより、何か残念だなという感じでした。そして、とりあえず大丈夫とわかっても、次に浮かんだのは、長男が今、予備校生ですから、大学はあきらめてもらうしかないかなという思い、その次はひとり暮らしの母のことで、最後は私が面倒を見ようと思っていたから、私に何かがあったら介護保険でしっかり見てもらえるかなという思いでした。

私は15年も前に夫を心筋梗塞で亡くしていますから、世帯主なんです。世帯主が病気やけがをしたり死亡したら、たちまち幾つもの心配があふれてきます。人間にとって何より大切なのは命と健康だということを実感した瞬間でした。また、これが障害を負って一生寝たきりになったら、それこそ税金の納入者の減に加えて、保険財政の新たな支出です。

ここで私が安心して治療に専念して完治させなければ、まさに加速度的に保険財政から介護保険、教育資金の心配まで続くわけです。もちろん、私は事故でしたので、自分の不注意や相手方の問題で保険外になりますけれども、どんな事由であれ、体を傷めたときは国や自治体が面倒を見てくれたらどんなにいいかと改めて思いました。

とにかく早期発見、早期治療がいかに大切であるかということ。そのためには、どんなことがあってもすぐに病院にかかれる体制、それが必要だということ。また、事故や病気はなりたくてなるものではないということ。だれもが隣り合わせにいること。このことに視点を据えれば、医療は国や自治体の最も大切な仕事としてやらなければならないことではないでしょうか。

今度の医療改悪は、国会が会期延長してでも何が何でもやろうとしているといいますが、国民の願いと全く反対の方を向いていると言わざるを得ません。今度標的にしているのは、サラリーマン、高齢者、中小業者の方々の入る政府管掌の保険料の問題、全国民の中でも殊に高齢者いじめの最終だめ押し、そして、さきに私自身の例で申しましたサラリーマンの世帯主攻撃です。こんなことをしていたら本当に大変なことになります。

まず、健保が赤字といいますが、その原因は老人医療への国庫負担を45%から35%へ削減したこと、それから保険料収入の拠出金割合を33%から40%へ引き上げたこと、そして最後は、ここは本当に大切なことですが、リストラや賃金据え置きによる保険料の収入減、こういったことによっています。

さらに、よく多くの方が国保と公平になどと言いますが、そもそも国保が国からのいじめに遭って大変な状況にあって、今、大変な大問題になっているわけですが、このことでいっても、国庫負担率が大変下がっていること。例えば18年間で6%引き下げられた医療費の国庫負担率というのが表になっておりますが、これの出どころは厚生省の国民医療費各年版によります。それによりますと、1980年に国庫が国民医療費で負担をしていた割合は30%なんですが、1998年には24%と大幅に引き下げられています。その結果どうなったかということ、患者負担、これが大変家計よりふえている部分が40%から45%へとふえています。公平にというなら、最も個人負担が低かったときの健保に合わせることです。

この請願の中で書かれているように、21世紀の医療をいつでもどこでもだれもが受けられる安全、安心の医療にするようにとして、国民に提供されるようにと考えています。また、医療を含む社会保障を充実させ、国民の将来不安を解消することは、日本経済の再建にも不可欠ですと言っていますように、今、攻撃の真っただ中にさらされている働き盛りの世帯主、そういった人たちを守るということは日本経済の再建にも本当に大切なことです。

私たちは、この考えを全面的に支持をするものですが、地方自治体の負担を減らすことにもつながります。どうぞ皆さんにおかれましても賛同いただきまして、国に大いなる意見書を上げていただけますようお願いをいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長（関根豊君） 以上で各請願に対する説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

○19番（貫井徹君） 請願第31号、患者の窓口負担、保険料引き上げの中止を求める意見書提出を求める請願について質疑いたします。

今回の6月議会は、PFIとともに医療も1つのテーマの議会であったわけでございます。いわゆる特定医療費の問題、また川崎協同病院の問題等、医療機関の本来のあり方の議論が大分出

てきたわけでございます。そういう中で、今回のこの健康保険法の改正についての請願でございますけれども、いずれにいたしましても、先ほど説明者もちょっと触れておりましたけれども、政府管掌の積立金等が底をつき、医療費の支払いに支障が出ると危惧されている。97.8%は中小企業だと。取手市民の家族の方々も中小の企業にお勤めでございますので、政府管掌の保険でございます。そういった部分と、大企業といえども安心ではなく、非常に高齢化、また財政の悪化で大企業の健保組合も解散。現実に解散のそういう事例もございます。

そういう中で、今回の健康保険法の改正案は、我々公明党といたしましても、改革なき患者負担増だけは断じて容認できないと。そういう観点から請願者、提出者も承知のように、まず第1点といたしまして、いろいろ議論のございました医療機関の収入源である診療報酬の本体が今回改正法案で初めて引き下げ。患者と医療機関の上下関係、いろいろ議論はあったわけでございますけれども、あと、むだな薬の支給、そういった部分から来る診療報酬の一方的なメリット、それを今回初めて引き上げされた分になっております。

あと、低所得高齢者対策を大幅に拡充いたしまして、負担が軽減される対象者を今回ふやしております。そういった中で、今後自己負担割合を一切上げないと。今回改革をしないと、今回きちっとした、21世紀に入りまして、こういった診療報酬の引き下げとか、いろいろなことをやらないことには、当然もっとこういう弱者に対しての負担増の改革が数年先には待っている。そういう議論もあるわけなんですね。だから、非常に痛みを感じている請願者に恐縮でございますけれども、その医療機関の診療報酬の引き下げ、そういった議論、そういった部分はどういうふうにお思いか。

また、社会保険と労働保険の保険料徴収事務の一元化。今まで社会保険事務所とか、そういった機関が昼間からスポーツ新聞を読んでいたりと、本当に国民だとか住民のために用を足さないとか、公務員天国という、そういう事例の中で、そういう徴収事務を一元化して構造改革、こういったのも示していると。そういうあたかも一方的な弱者いじめみたいなことじゃなくて、いろいろな議論をしていかなければならない。そういう立場なので、診療報酬の引き下げ、そういった構造改革についてはどういう御意見をお持ちか、伺うものでございます。

○議長（関根豊君） 10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） 貫井議員の御質問にお答えいたします。

私たち日本共産党は、医療の問題で一番問題だと思っているのは高額医療機器や高額薬価の問題だと考えています。私も前に別な病気で病院にかかったときにCTスキャンを撮りましたら、5分間ぐらいの治療で5,300円かかったんです。その後やはりまたぐあいが悪くなって点滴を受けに行ったんです。そうしたら、3時間かかって病院の外来のベッドで点滴をやってくれたんですけれども、3時間で740円だったんです。私、これを見ても、本当に病院の人が手をかけて診察をしてくださる、そういう手厚い介護にはこういうふうな金額で、1回ガチャンとやるようなCTスキャンには5,300円というのは、いかに高額医療機器がこういう医療の中で大きなものを占めているのかというのを改めて思った。そんなこともちょっと実感をしているんですね。

ですから、今、全国の病院のうちの7割が赤字に転落をしているというふうな実態をこういうところから見る限り、本当に是正すべきは製薬会社やら医療機器会社だろうというふうに私たちは思って、そこを是正すべきだというふうに考えているんです。ですから、診療報酬の引き下げということは、もっともっとお医者さんの手にかかる部分というところについては温かく見ていくべきだなというふうに思っています。

それから、薬のむだ支給というふうなことを言いますが、本当に本人が病気になったときには、いかにその薬に対して私たちが頼っていくかというふうなことを考えなければいけないと思うんですね。そういう薬でも、後発の薬で十分だというふうなことが言われているにもかかわらず、次々と製薬会社が新しいものを持ち込んできて、それに厚生省が厚生労働省に変わったんですよ。そこがこれを認めていくというふうな、そういったところを切りかえなければ、この悪循環はなくならないと思います。

それから、一元化の問題ですけれども、これまで国の政治で何かを一元化するといったときに、国民にとって高い方に合わせた試しがないんですね。やはりそういった形で一元化を言いながら、実際には国民に負担を押しつけるような、そういう方法がずっととられてきたということを考えますと、本当にしっかり私たちが見ていかなければならないと思います。ただ、貫井議員がおっしゃったように、いろいろな問題は出てきています。ですから、ただすところはただすという姿勢を私たちはきっちり持つべきだと思うんですね。

それで、ここに出されていますのは、患者の窓口負担や保険料引き上げの中止を求める意見書の提出を求めることをお願いしますと言っているわけですから、私たちの中で意見書をつくるときに、そういう内容も十分加味して、取手市議会独自の、それこそ貫井さんがおっしゃるようなことも本当に事細かく入れた意見書を上げれば十分だと思っておりますので、そういったところで対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（関根豊君） 1 番角田知巳君。

〔1 番角田知巳君登壇〕

○1 番（角田知巳君） 有事法制の件について幡議員にお聞きしたいと思います。

同じ部屋なんですけど、そういうときもあるということで。私も非常にこの法案に関して悩んでおります。あつたらいいのか、必要ないのかどうか、いろいろ判断に困る、私なりに勉強しているところなんですけど、昨今のワールドカップを見ていると、国家というものを統一するに当たっては、いかにナショナリズムが必要かということが、ワールドカップを見ている皆さんは御存じだと思います。ナショナリズムをつくられている前提には、民族ですとか言語ですとか宗教ですとかいうものが1つの基礎単位として構成されているわけなんですけど、サッカーがあそこまで盛り上がる原因としては、戦争があればいいなどはだれも思っていないと思いますが、戦争ということはこの世の中からなくすというのは非常に難しいことなのかも考えます。私も戦争を望むものではありませんが、何万年かして何かを超越して融合されたときに、初めて戦争というものはなくなるのかもしれない。

実は幡議員にお聞きしたいのは、もしも未来に、今後ですが、戦争が起きるとしたらどのような戦争が起きると、幡議員の個人的なお考えでいいんですが、考えられているのでしょうか。そのときに仮に有事立法が成立されていたとしたら、どのような働き、対応が日本国としてできるかというのを、仮定、仮想なんですが、お答えできるようでしたら教えていただきたいと思います。

あと、細かい部分なんですが、この趣旨の文言の5行目の「私たち多くの悲劇を生み出したアメリカの報復戦争」という言葉があります。戦争というのは主権を持つ国家対国家が宣戦布告をして行うときに使われる言葉でして、私はこれは「アメリカの報復テロ」という表現の方が正しいのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか、お答えください。お願いします。

○議長（関根豊君） 12番幡哲夫君。

〔12番幡哲夫君登壇〕

○12番（幡哲夫君） お答えします。

まず、将来戦争が起こるとしたらどんなときに起こるかと言われても、何とも答えようがないんですが、戦争を起こさないようにすることが我々日本国憲法をいただく国民の義務であり、まさにそれが今後世界に向かって発信すべき内容であるというふうに私は整理しております。ですけども、戦争が起こると言われましても、どんな事態かな。宇宙人が攻めてきて地球が1つになるということがあるかもしれません。そのとき戦争が起こるかもしれません。ただ、そういったこともないことを私は願いたいと思います。

それともう1つ、アメリカの報復戦争。この請願書を書かれた方は新日本婦人の会取手支部というグループの方たちです。私もその辺を確認するのはちょっと忘れましたが、確認しておりませんが、恐らくこの文脈から読めば、アメリカの報復戦争ということは最近の地域紛争のことを言っているんだと思います。角田議員の言われるような戦争という定義からすれば、宣戦布告があって初めて戦争だと。いうことをもって戦争というならば、確かに報復かもしれませんし……。ただ、お願いしたいのは、要するにこうした一々文言ではなくて、この請願が何を言わんとしているのかですね。そこを大づかみにしていただければ大変幸いだというふうに思っております。

以上です。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。3番平由子さん。

〔3番平由子君登壇〕

○3番（平由子君） 請願第31号について質問させていただきます。

患者の窓口負担、保険料引き上げの中止を求める意見書提出を求める請願、何と格好がいい。私もこういうふうな請願をしたいです。しかし、見かけがきれいなのは警戒する必要があると、この年になってそう思うんですね。それでこの質問をするんですが、だれしもそうあればよいと思う当たり前のことを掲げる。しかし、今、日本はGDPに占める医療費の割合は7%であって、世界で18位にあります。既に多額の負債を抱えて国の存亡が問われているときに、日本がまだ後ろにイギリス、もっと少ないんですね。などが控えているわけです。それで、今、アメ

リカの4,000万人もの人が保険に未加入者であり、ドイツは国民の9割は加入し、GDPの医療費の割合は10%で世界第3位を誇っておりますが、今、大変な状況にあり、ドイツ連邦医療質保障委員会などを設置しました。

それで問うものですが、紹介議員林京議員はどのようにお考えか。医療費を賄う仕組みを根本から見直す必要があると思うかどうか。例えば他人の財布だと思いと使い過ぎてしまう。浪費してしまうシステムを見直すべきかどうか。すなわち、根本の原理原則を飛び越えて、お金がない状態を飛び越えて、それにくつつくもの、付加するもののみを主張しているような気持ちがして、私はこれを問うものであります。

次にもう1つあります。財政が公的負担に耐えられなくなってしまったとき、国民の医療費、国民に対して医療費に占める患者負担の比率が今よりも何十倍も飛躍的にふえるであろうという懸念。例えば引っ張ればいいと思ってぶんぶん引っ張って行って、プツンと切れてしまった場合に、その危険性をどのようにお考えになるか。野党の立場という気楽さ、悪く言えば無責任さと言えると思うのだが、この沈没の危機的状況に私は無責任な姿勢はとれないと思うので、この質問をさせていただきます。

○議長（関根豊君） 10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） 平議員の質問にお答えいたします。

私が事故を起こしたときの話なんですけれども、私が事故に遭った瞬間に相手の方がぱっと名刺を下さったんですよ。その名刺を見た瞬間、本当にほっとしたんです。今、生活相談でいろいろなケースに出会っていて、交通事故なんかには遭ったら、自賠責にも入っていないとか、無免許だったりとか、盗難車だったりとかで、泣く泣く被害者が全額負担せざるを得ない例もたくさん見ているので、私、正直言って、その人が真っ先に身分を明かしてくださって、「入院費の心配は要りませんから」と言ってくださったときは本当にほっとしたんですよ。自分が事故に遭ったとき、病気になったとき、本当にそういうふうな手を差し伸べられるということは、すごく幸せなことで、もしそういった方でなくて、とても払えないような、無免許の人か何かで逃げたことしたら、私、救急車を呼んでもらったとしても、「お金がいくらかかるかわからないから乗りたくありません」と言ってしまったかなというふうな、それくらい思いをしたんです。やはり国民が本当に安心して病院にかかれるって、どれほど国民の願いなのかなということを改めて感じたところなんです。

それで、医療費の問題なんですけれども、私たちが基本的に考える医療の改革というのは、まず早期発見、早期治療ということですね。それから、さっきも貫井議員の質問にお答えした中にあることは、私たちの外せない大切なポイントなものですから、高額医療機器の問題とか、高額薬価の問題とか、そういったところを是正されれば、十分日本は医療の問題は解決できるというふうに思っているんです。

平議員は恐らく御存じだと思うんですけれども、昨年か一昨年だと思うんですけれども、日本はGNPを使わなくなったんですよ。国民総所得でGDPは使っても、国民1人当たりの総所

得というGNPというのをを使うのはやめたそうなんですよ。というのは、GDPは世界第3位で、いつまでも日本は勝ち抜けていますから。だけど、それを国民総生産として一人一人に割り振って、平均的に日本の国民がどれだけ所得があるのかというふうにしてみたら、余りにも日本の国民の実感と違うということがわかってしまうので、GNPは使わないことになったそうなんです。それだけ日本というのは全体の収入というか、総生産というのは持っているものなんですよ。だから、そういう意味で、日本はその持てる体力というのを国民の命に使うということは決して無理のないことだと思うんです。

日本の医療費というのは、今おっしゃったように18位のところにいますけれども、決して高くないというふうに考えています。大体日本と同じところというのは、ポルトガル、チェコ、スペイン、イタリア、スウェーデン、そのあたりが15、16、20位あたりなんですね。本当に先進諸国というのは、一番高いのがアメリカ、スイス、ドイツ、カナダ、フランス、オランダ、オーストラリア、ノルウェーというふうになっているんですが、決して日本の医療費は高いところではないどころか、体力があるのに国民の医療費には使っていないというふうな根本的な違いがありますので、私たちはあくまでも国民の大切な税金は国民の命と健康を守るために使うべきだというふうに考えておりますので、若干平議員とのお考えの違いはあるかと思っておりますけれども、意見書の中に皆さんの意見を反映させてつくればいいことですから、そういったことも意見に入ってくるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（関根豊君） 3番平由子さん。

〔3番平由子君登壇〕

○3番（平由子君） かなめがちょっと抜けていたので。ゆとりがあるとか、それができるとかという問題を問うたのではなくて、浪費してしまうシステムを見直すべきかどうかということをお聞きしたんですけれども、そここのところをもう一度よろしくお願いします。

それから、万が一やっけていけなくなった場合の危険性、そうなった場合はどのようになるか。例えば、よその国では何千万人の人々が100%実費で医療費を払っている。そういうふうになった場合は、その危険に陥った場合はどのように思うかということですが、よろしくお願いします。

○議長（関根豊君） 10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） お答えいたします。

私は、きょうは保険医協会が出している資料を持ってきているんですが、それから見ても、日本人は医者にかかり過ぎているのでしょうかというふうな質問の中で、国民1人当たりの年間平均受診回数は比較的多くて21回なんです、かかっているお金というのは0.7万円ということで、そんなに高くないんですね。

それで、浪費に対してどう考えるかということですが、先ほど私が自分の実体験を挙げていったように、ぐあいが悪いからかかるんであって、ぐあいが悪くないのにかかる人というの

は、今、国や何かがよく病院のロビーを遊び場にしているみたいな攻撃をされますけれども、やはり人間というのはぐあいが悪いから行くということであって、そういう浪費ということはあり得ないというふうに考えています。

そこまで来ると、平さんと私は、そうは思わないというふうな、1つの事物に対して客観的に、私はこう見えるけれども、この人はこう見えるというふうな考え方の違いになりますので、私は自分の考え方として、病院に来ている人は決して浪費のために来ているのではないと。やはり命と健康を守るために来ているんだということでの答えしかできません。

それからもう1つ、やっていけない危険性はどうなのかということですが、それもやはり多分平議員とはお考えが一致しない部分だと思うんですが、私の立場としては、医療というものは早期発見、早期治療でやっていけば、必ずや医療にかかる金額は減っていくと。それともう1つは、税金の使い方を変えるという意味で、今、日本がむだ使いをしているのは医療費ではなくて、軍事費やむだな公共事業費に使っているわけだから、世界第3位のGDPをもってすれば、その使い道をちょっと変えるだけで、医療費というものは十分やっていけるというふうに思っているので、医療費が膨れ上がって国の財政を圧迫するということにまで行くような可能性はないというふうに考えています。

以上です。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各請願は、請願文書表のとおり所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第12、陳情第13号、「国民の健康、食品の安全性を確保」するための食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）制定と新行政組織設置、食衛法抜本改正を求める陳情書及び日程第13、陳情第14号、戸頭駅前広場の無料駐輪場の増設を求める陳情書の2件を一括議題といたします。

○

陳情第13号 「国民の健康、食品の安全性を確保」するための食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）制定と新行政組織設置、食衛法抜本改正を求める陳情書

陳情第14号 戸頭駅前広場の無料駐輪場の増設を求める陳情書

○議長（関根豊君） ただいま議題となっております各陳情は、陳情文書表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思います。

日程第14、休会の件を議題といたします。

○

休会の件

○議長（関根豊君） お諮りします。

各委員会の付託議案審査のため、6月12日から6月17日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 御異議なしと認めます。よって、明6月12日から6月17日までの6日間休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、6月18日の最終日は、午前10時より開会し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。御苦労さまでした。

午後4時08分散会

○

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署名議員

同